

シリウス 安心保証



販売住宅に関するかし保証

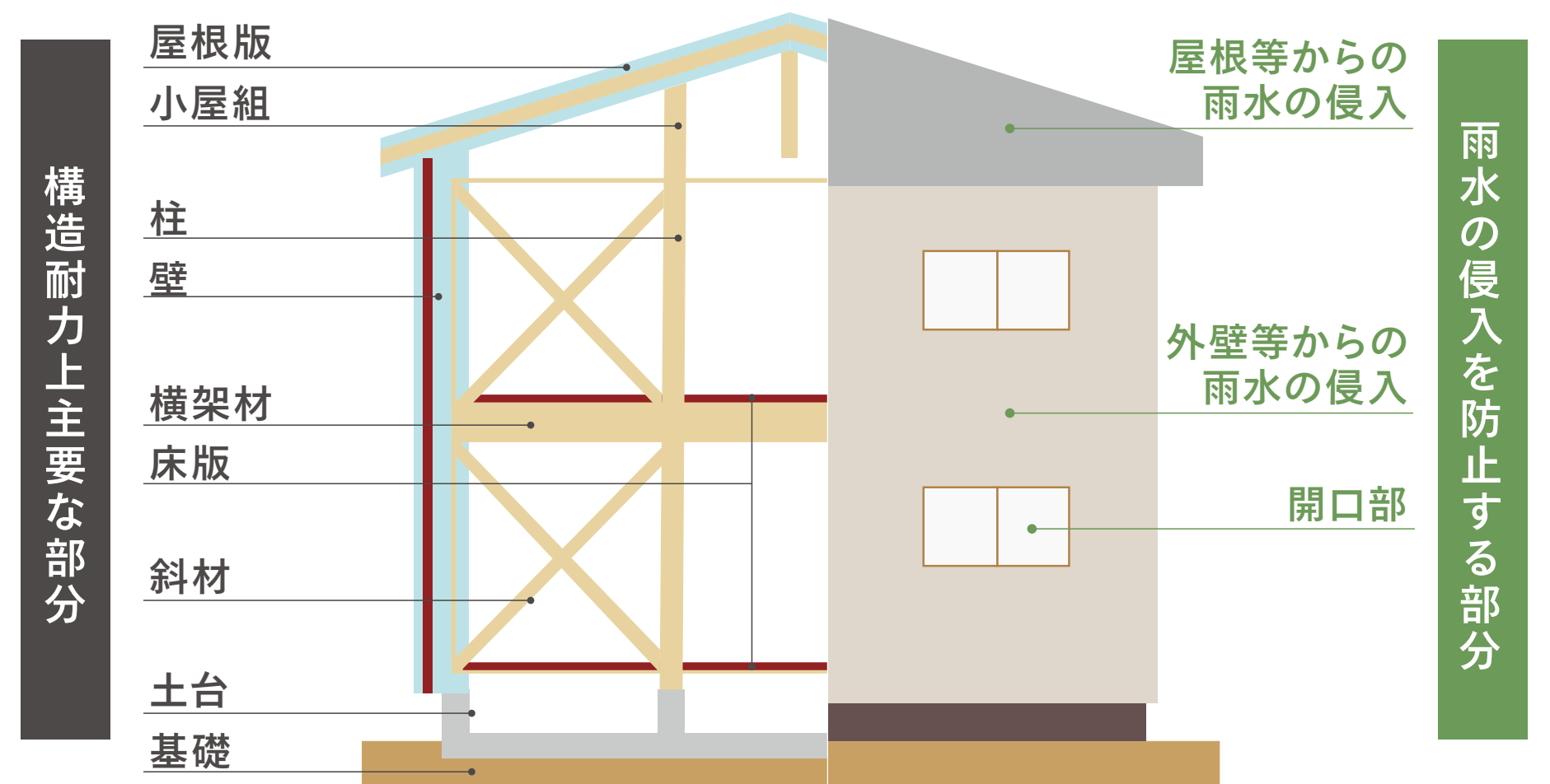
保証限度額 **1000万円** 保証期間 **住宅の引渡日から5年間**

保証の内容 住宅に次の事象(保証事故)が発生した場合に修補等を行います。

構造耐力上主要な部分等の瑕疵(民法における契約不適合の状態)を原因として

- 住宅が傾いたり歪みが生じたりした場合
構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合
- 雨漏れが発生した場合
雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合

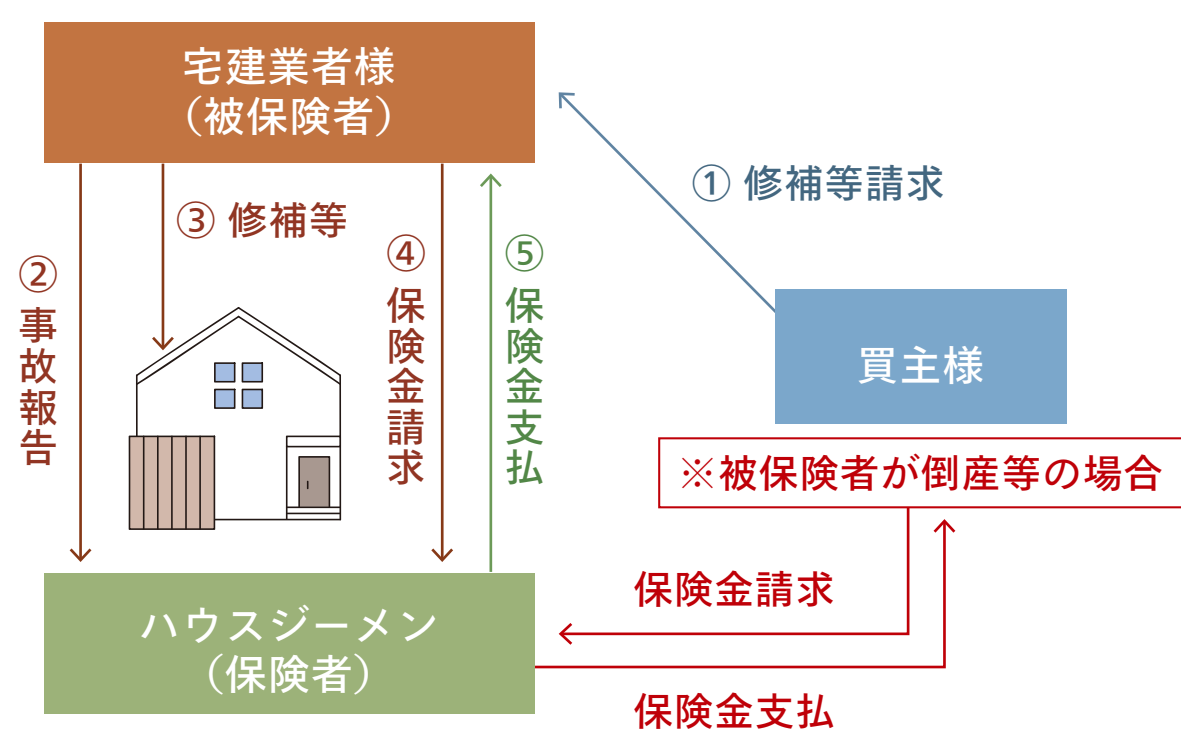
保証の対象となる基本の構造部分



スキーム

保証の裏付けとして既存かし保険(宅建業者販売)に加入します。*

保険事故発生時の手続きの流れ



- ① 買主は宅建業者に修補等を請求します。
- ② 宅建業者は当社に事故報告を行います。
- ③ 宅建業者は当社の査定を受けて修補等を行います。
- ④ 宅建業者は修補等の完了後に保険金を請求します。
- ⑤ 当社から宅建業者に保険金を支払います。

保険事故が発生し、一定の要件を満たす場合には、買主が保険金を請求できます。
※ 修補は買主様が選定した代替事業者が行います。

※既存住宅かし保険(宅建業者販売)では、一定の要件を満たす場合に買主が保険金を請求できます(直接請求)。
詳細は重要事項説明書や約款集をご参照ください。

※既存住宅かし保険(宅建業者販売)の保険者である株式会社ハウスジーマンのプライバシーポリシーはHPよりご参照ください。

主な免責事由(保証の対象とならない主な場合)

- 外来の事由等により生じた損害

外来の事由

経年劣化等

不適切な維持管理

- 住宅以外の財物に生じた損害

住宅以外の家財の毀損等

- 弊社が責任を負わない瑕疵に起因する損害

買主等に起因する瑕疵

引渡後の工事の瑕疵

- 対象住宅の経年劣化(自然の消耗等)について
・ 住宅には築年数や環境等に応じた経年劣化(自然の消耗等)が生じますが、経年劣化自体は瑕疵ではありません。

※物件によっては、既存住宅かし保険をお引き受けできない場合がございます。

